

こんにちは！

だい 10 号

おおづまちしょう しゃきかんそうだんしえん
大津町障がい者基幹相談支援センターです！！



はつこうび れいわ ねん がつ
発行日：令和7年1月
はつこうしきにんしや
発行責任者：
おおづまちしょう
大津町障がい者
きかんそうだんしえん
基幹相談支援センター
うらたひるゆき
浦田裕之
☎096-292-0114

しょう かの はたら かの 障がいのある方の働き方

センター長 浦田 裕之

こんかい しょう かの はたら かの すこ おも
今回は障がいのある方の働き方について少しふれてみたいと思います。

しょう かの はたら かの い か
障がいのある方の働き方には以下のようなスタイルがあります。

だい 10 号 しょうかい しゅうろうけいぞくしえん がた がた くんれん か ふくしてきしゅうろう
* 第8号でご紹介した就労継続支援A型・B型など、訓練を兼ねた福祉的就労

しょうがいしやてちょう も かの きぎょう なか しょうがいしやこようわく ない こよう いっぱんしゅうろう
* 障害者手帳をお持ちの方が企業の中で障害者雇用枠(※)内で雇用される一般就労

てちょう も かの きぎょう なか じぶん しょう どう つた うえ こよう いっぱんしゅうろう
* 手帳を持たない方が企業の中で自分の障がい等を伝えた上で雇用される一般就労

じぶん しょう かの きぎょう つた こよう いっぱんしゅうろう
* 自分の障がいのことは企業には伝えずに雇用されている一般就労 など

きぎょう しょうがいしやてちょう しょうじ しょう しゃ いったい わりあい みんかんきぎょう くに ちほう
※企業は障害者手帳を所持されている障がい者を一定の割合(民間企業:2.5% 国、地方

こうきょうだんたい とどうふけん きょういくいいんかい こよう きむ わく
公共団体:2.8% 都道府県の教育委員会:2.7%)雇用する義務があり、その枠のことを

しょうがいしやこようわく い しょうがいしやこようせいど
障害者雇用枠と言います。(障害者雇用制度より)

いじょう ひとくち しょう かの はたら かの い さまざま
以上のように一口に「障がいのある方の働き方」と言っても様々なスタイルがあります。

じぶん かの はたら かの あんしん はたら おも しょう も
ご自分にあった働き方ができると安心して働くことができると思います。障がいをお持ち

かの はたら かの まよ ぜ ひ そうだん
の方が働き方で迷われたときには、是非ご相談ください。



お お づ ち ょう ない し ょ う し ゃ し せ つ さ く ひ ん て ん じ かい
大津町内 障がい者施設 作品展示会

れ い わ ね ん が つ に ち が つ に ち お お づ ま ち や く ば か い ろ び
～ 令和6年11月18日～11月29日 大津町役場 1階ロビー ～



大津あゆみ園

つくしの里



三気の里



若草児童学園



ここりす

12月は国際障害者デー(12/3)、障害者週間(12/3～12/9)でした。

今回も大津町役場の1階ロビーでは、大津町内の障がい者施設に協力をいただき

作品展示会が行われました。どの作品も個性と才能にあふれており、心がほっこりする

空間となりました。今年も素敵な作品を楽しみにしています。